

令和5年6月市議会総務委員会資料

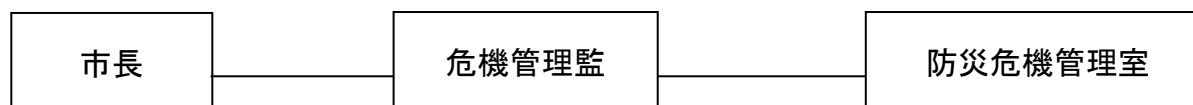
所 管 事 項 調 査

目次	ページ
1 機 構	2
2 職 員	2
3 分掌事務	2
4 所管事務の現況	3～5

防災危機管理室

令和5年6月

1 機 構



2 職 員

危 機 管 理 監		松 尾 裕 彦		
所 属 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
防災危機管理室 (11人)	室 長	若 杉 圭 輔	係 長	野 田 浩 三 朗
	主 幹	杉 内 晴 貴	係 長	永 田 直 也

3 分掌事務

所属名	分 掌 事 務	
防災危機管理室	(1) 災害対策に係る総合調整に関すること。 (2) 災害対策本部等に関すること。 (3) 地域防災計画に関すること。 (4) 防災会議に関すること。 (5) 防災訓練に関すること。 (6) 自主防災組織に関すること。 (7) 災害統計及び災害情報に関すること。	(8) 防災機器に関すること。 (9) 防災意識の普及啓発に関すること。 (10) 国民保護対策本部等に関すること。 (11) 国民保護計画に関すること。 (12) 国民保護協議会に関すること。 (13) その他防災及び危機管理に関すること。

4 所管事務の現況

(1) 長崎市地域防災計画に関すること

災害対策基本法第16条に基づき長崎市防災会議を設置し、同法第42条に基づき同会議において、防災に関する長崎市の処理すべき事務及び長崎市の地域に係る公共的団体等の防災に関して処理すべき業務等を長崎市地域防災計画として定め、毎年計画に検討を加え、必要がある場合は、修正を行うこととしている。

ア 令和4年度の本な修正内容

- (ア) 個別避難計画の概要及び個別避難計画の記載事項の追加
- (イ) 災害救助法の適用基準及び被害の判定基準の一部追加
- (ウ) 災害対策本部の配備体制及び伝達方法等の修正

イ 長崎市防災会議

- (ア) 会 長 市 長
- (イ) 委 員 55人
- (ウ) 令和4年度開催実績 1回

(2) 長崎市国民保護計画に関すること

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づき、長崎市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項等を長崎市国民保護計画として定め、修正の必要がある場合は、長崎市長は同法第39条により長崎市国民保護協議会に諮問することとなっている。

ア 長崎市国民保護協議会

- (ア) 会 長 市 長
- (イ) 委 員 51人
- (ウ) 令和4年度開催実績 無し

(3) 災害対策本部等に関すること

災害発生が予測される場合、又は発生した場合において、迅速かつ的確に対応するために、災害対策本部等の配備体制をとっている。

ア 令和4年度実績（令和3年度実績）

災害対策本部 1回（1回）

災害警戒本部 13回（4回）

災害警戒体制 28回（23回）

(4) 情報伝達に関すること

市民に気象情報や避難情報等を提供する防災行政無線設備の維持管理を行うとともに、次に記載の防災行政無線以外の伝達手段の整備及び周知を図っている。

- ・防災メール ・緊急速報メール ・ホームページ ・LINE ・ツイッター ・フェイスブック
- ・テレホンサービス ・テレビのデータ放送（NBC）

(5) 避難所の運営等に関すること

災害対策基本法に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定・運営することで、住民等の安全な避難先を確保する。

ア 指定緊急避難場所【236箇所 令和5年4月1日現在（以下同じ）】

災害対策基本法第49条の4に基づき、災害発生時に一時的に避難できる広場等を指定している。

イ 指定避難所【265箇所】

災害対策基本法第49条の7に基づき、災害発生時に避難者を必要な期間滞在させる施設を指定するとともに、運営及び環境改善を図っている。

(ア) 地域と連携した避難所運営の取組み【49箇所実施中】

避難所を速やかに開設し避難者を受け入れる体制を確立する必要があることから、市と自治会等が覚書を交わし、避難所要員と地域の方が連携して避難所の迅速な開設及び運営を行うことで、避難しやすい環境づくりや自主避難の促進を図っており、地域への働きかけなどにより、連携可能な避難所の拡大に努めている。

(6) 地域の防災力の向上及び防災意識の普及啓発に関すること

災害から生命・身体・財産を守り、被害を最小限度に抑えるためには、「自助」「共助」「公助」が充実し連携することが重要であることから、地域住民が連携・協力して行う防災活動を促進し、自助・共助の意識の醸成を図っている。

ア 自主防災組織の結成促進及び活動活性化【630組織】

災害発生時において被害の拡大防止のためには地域住民による相互協力が必要不可欠であるため、自治会定例会や地域防災マップづくりなどあらゆる機会を捉えて、組織的な防災活動の必要性を説明し、地域防災の中心となる自主防災組織の結成促進を図っている。

イ 市民防災リーダー及びながさき防災サポーターの養成【市民防災リーダー1,266人、ながさき防災サポーター12人】

地域防災の推進役となる市民防災リーダーの養成講習を実施している。養成後は、防災知識・技能を活かして、家庭や地域、職場などの様々な場で、地域住民と連携し防災活動を行っている。また、スキルを維持するためのフォローアップ講習などを実施し、リーダー間の情報共有や資質向上を図っている。

令和元年度から、幅広い世代の方々が防災に関する知識を身につけるために、養成講習科目を1日で修了するカリキュラムとした、ながさき防災サポーターを新設している。

ウ 地域防災マップづくり【559自治会作成済】

地域住民が地域の危険箇所や避難所などを確認しながら、地域防災マップを作成し、完成したマップを全世帯に配布している。また、作成から5年が経過している自治会については、地域の実情に応じたマップの見直しを提案している。

エ 防災訓練等

市民の防災意識の高揚のために、地域の行事などに併せて、住民主体による地域防災訓練の推進を行い、地域防災力の向上を図っている。また、地域と連携して避難所運営訓練を行い、避難しやすい環境づくりと自主的な防災活動の推進を図っている。

(ア) 令和4年度実績（令和3年度実績）

地域防災訓練 13回（11回）

避難所運営訓練 2回（3回）

防災講話等 22回（19回）